市川市再犯防止推進計画（案）

生きづらさを抱える人へ支援を届けるために

令和8-11年度

目次

1. 計画策定の趣旨・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
2. 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
4. 計画に基づく再犯防止施策の対象者・・・・・・・・・　2
5. 地域における再犯防止を取り巻く状況・・・・・・・・　2
6. アンケート結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
7. 重点課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11
8. 成果指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
9. 施策体系と具体的な施策内容・・・・・・・・・・・・・・　13
10. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21

1. 計画策定の趣旨・目的

犯罪をした人等の中には、仕事や住まいがないために安定した生活が送れない、障害認定や介護認定を受けておらず適切なサービスにつながらない、家族や近隣住民との付き合いがなく相談相手がいないなど、様々な課題を抱えている人がいます。こうした背景から、社会に復帰することが難しく、生活困窮や孤独感から再び犯罪をしてしまう人も多くなっています。令和6年度の犯罪白書によると、近年、検挙人数に占める再犯者は50%近くで推移しており、再犯防止の取り組みは、安全・安心な社会の構築のために重要なものとなっています。

こうした状況を受けて、国は平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」を、また平成29年に「再犯防止推進計画」を策定し、居住や就労の確保、薬物依存症からの回復等に向けた様々な制度やプログラムを実施し、再犯を防止するための取り組みを進めています。

本市でも、国の動向を踏まえ、犯罪をした人等が必要とする支援を受けられるよう、また、犯罪をした人等の抱える課題について周囲の理解が進むよう、本計画を策定することとしました。

犯罪をした人等の生きづらさに目を向け、立ち直りを支援することで、地域社会の構成員として、役割を担ってもらうとともに、新たな被害を生まない社会の実現を目指します。

2. 計画の位置付け

第5期市川市地域福祉計画の基本目標Ⅲ「安全とうるおいのあるまちを共につくる」では「犯罪の防止と立ち直りの支援」に関する施策を進めることとしています。行政の役割として位置付けられた、「犯罪者の再犯を防止し、地域の安全・安心を確保するとともに、立ち直りに向けて支援する」政策の具体化のために、本計画を策定します。

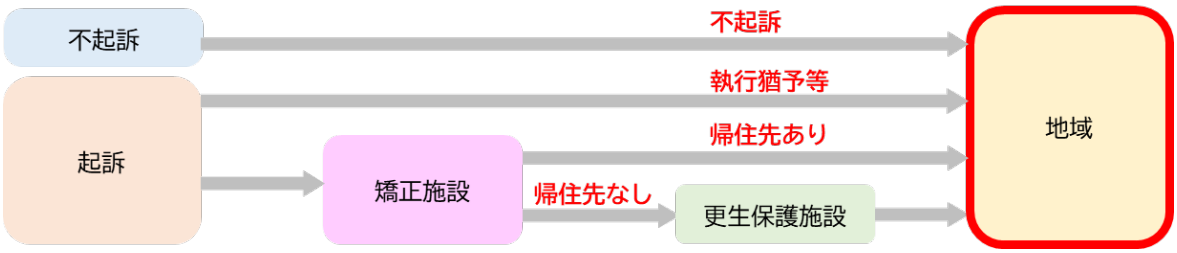
3. 計画の期間

第5期の地域福祉計画に合わせて令和11年度までの計画とします。令和12年度以降は、地域福祉計画に包含することを予定しており、国や千葉県の計画を踏まえながら策定していきます。

4. 計画に基づく再犯防止施策の対象者

国の基準を踏まえて、「犯罪をした人等（犯罪をした人又は非行少年若しくは非行少年であった人をいう。）」を対象者とし、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。）に収容されている人や保護観察対象者のほか、微罪処分となった人、起訴を猶予された人、罰金・科料となった人、刑の全部の執行を猶予された人を含むこととします。

犯罪をした人等であることが明らかな場合のほか、過去に犯した罪を償って、現在は地域の中で一般市民として生活する人も対象とします。過去に犯した罪については本市で把握できるものではないため、生きづらさを抱える人を広く対象とすることで、犯罪をした人等へ支援が届くようにします。

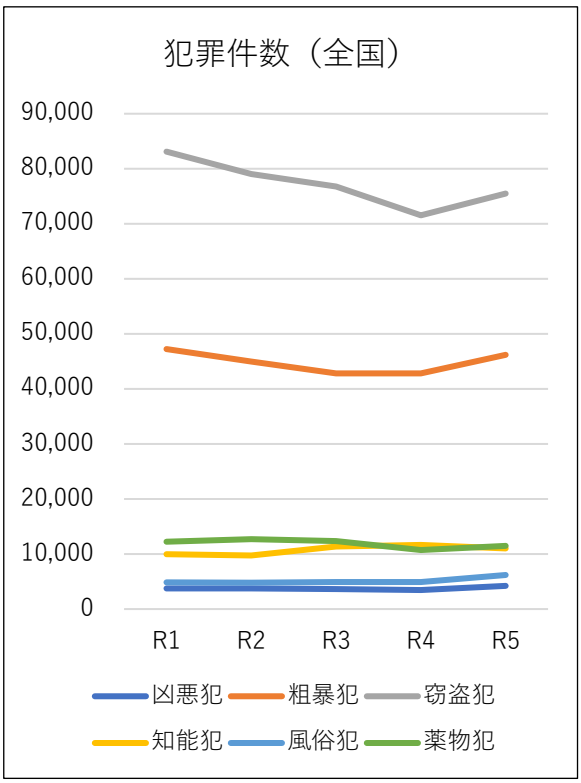


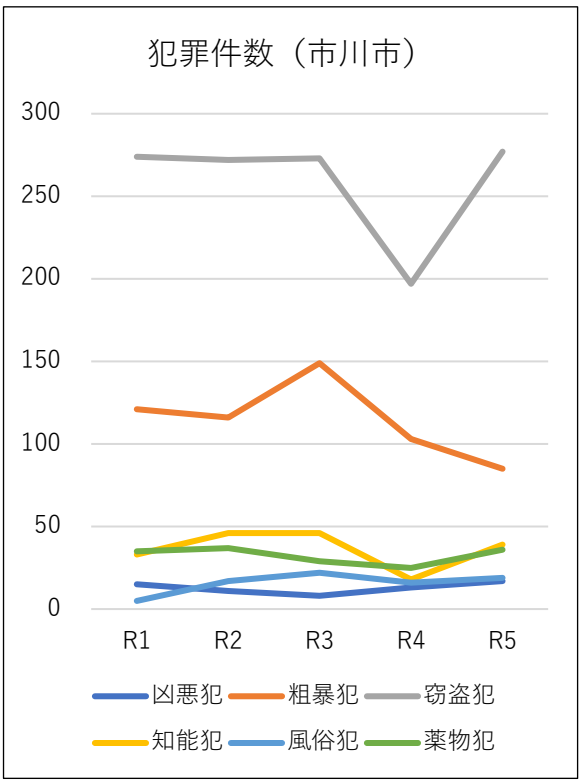
5. 地域における再犯防止を取り巻く状況

本市の犯罪の発生傾向は、全国の状況と類似しており、犯罪の種類としては窃盗、年齢としては65歳以上の犯罪件数が最も多くなっています。本市の令和5年度の窃盗犯の再犯率は57%と高く、逆に犯行時の有職率は36.8%と低くなっています。生活困窮から窃盗を繰り返す高齢者が多いことが伺える結果となっており、再犯防止のために福祉的支援を適切に行っていくことが有効であると考えられます。

犯罪件数

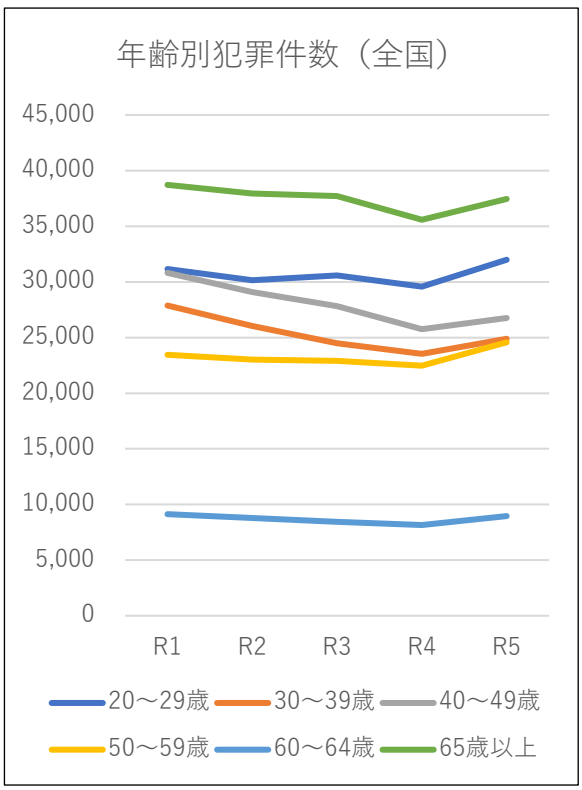
〔窃盗・粗暴の犯罪が大半を占めている。〕

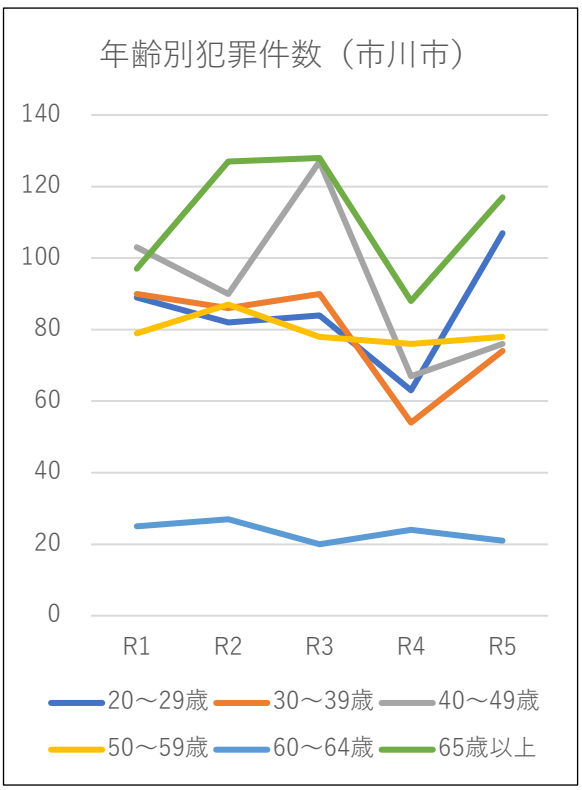




年齢別犯罪件数

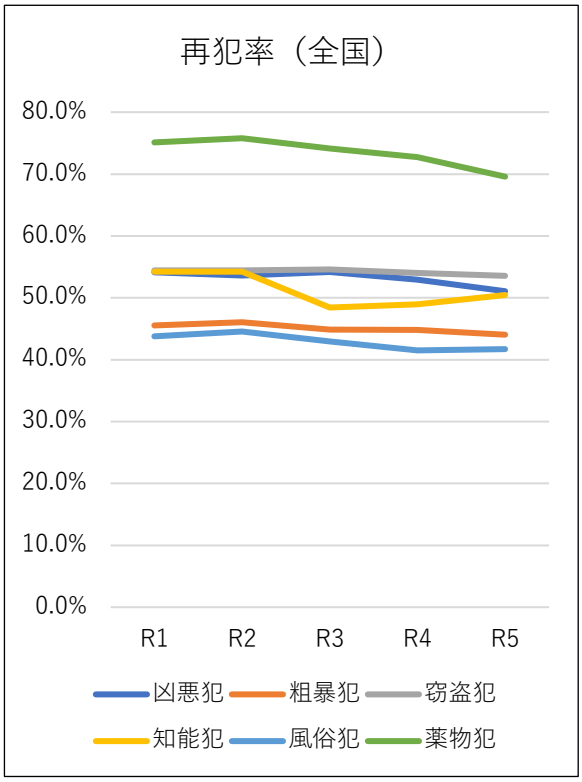
〔65歳以上の年代が上位となっている。〕

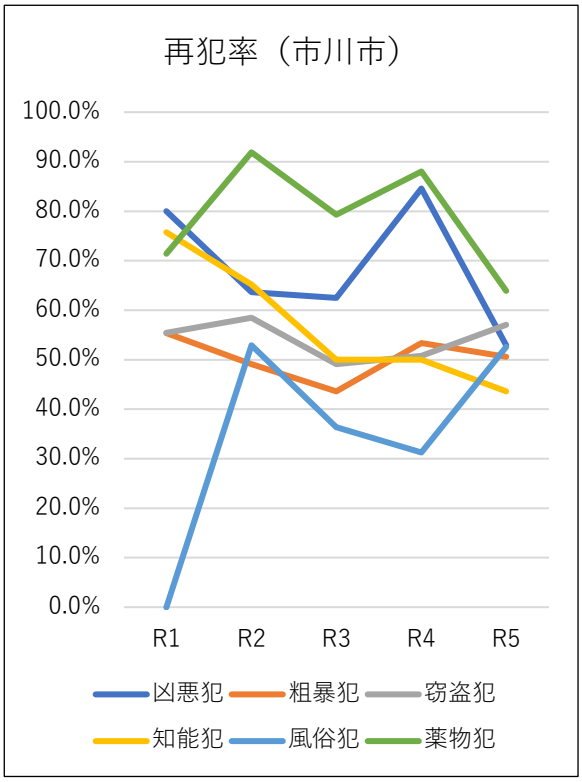




再犯率

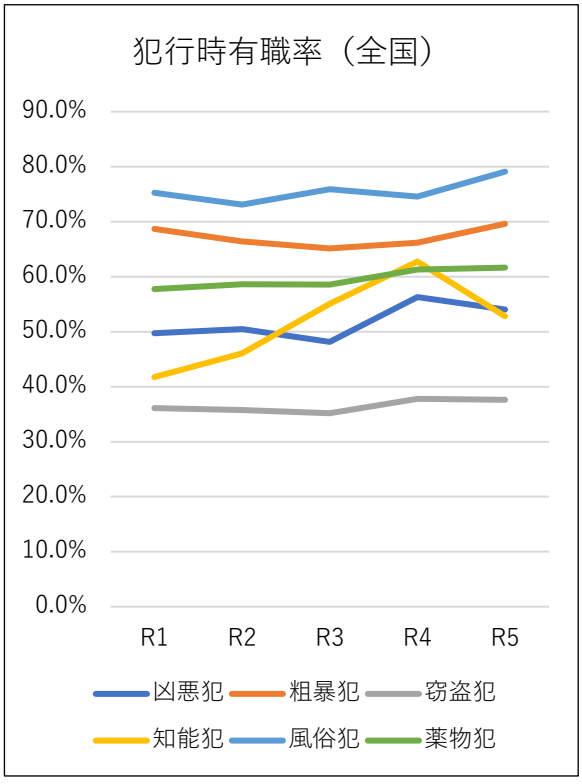
〔薬物犯が上位だが、市川市では他の犯罪も上下推移している。〕

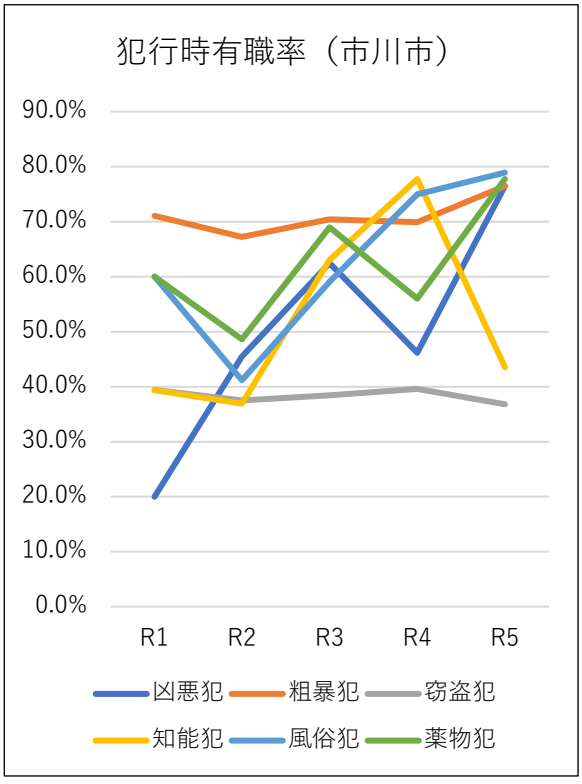




犯行時有職率

〔全国と比較すると市川市は、粗暴・窃盗以外の犯罪が上下推移している。〕



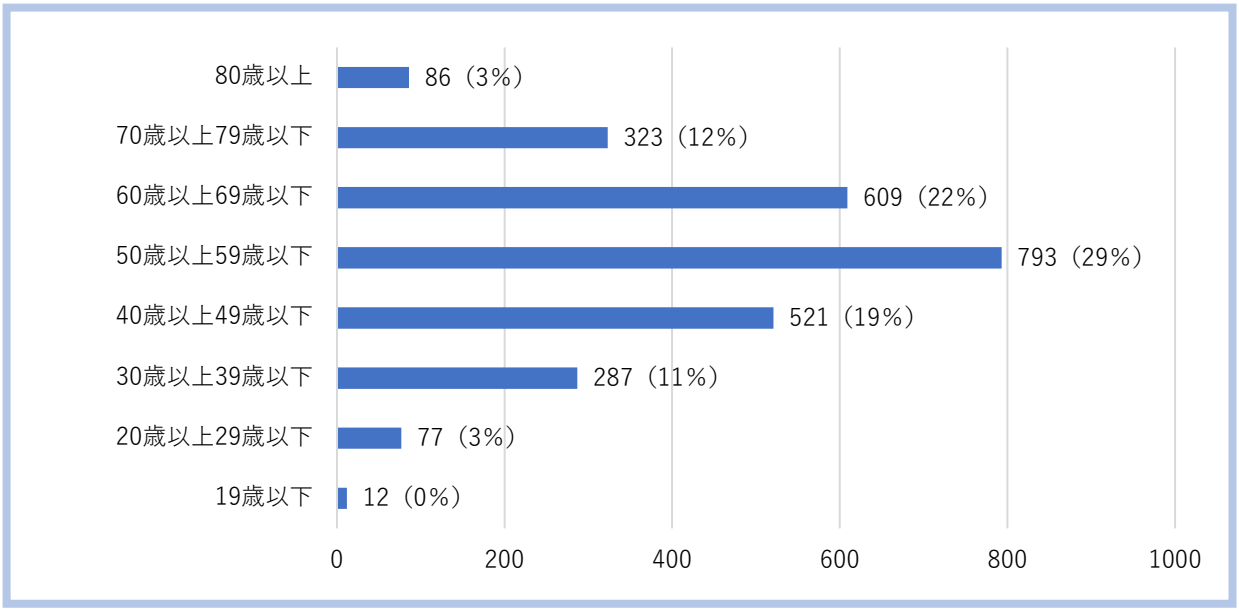


6. アンケート結果

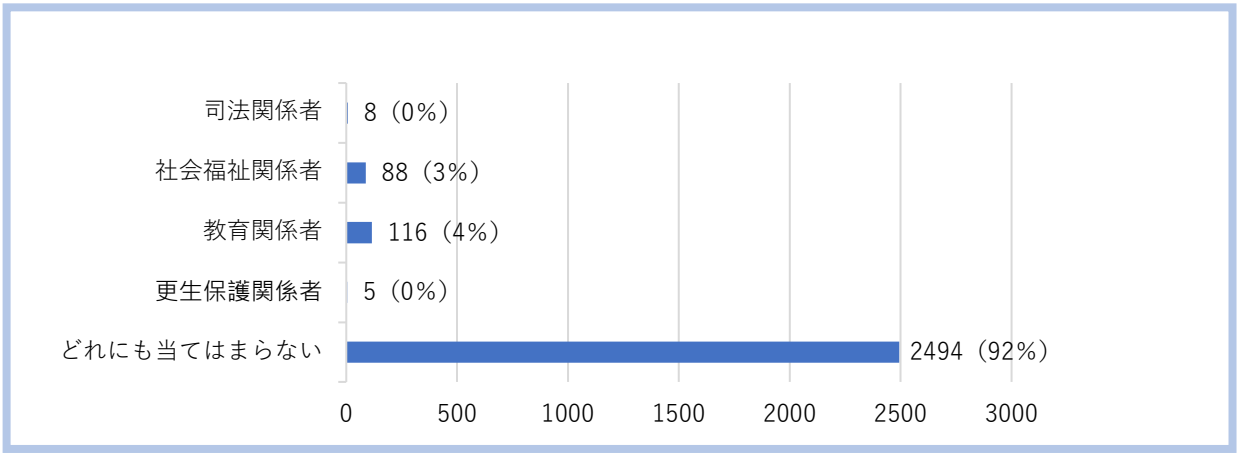
本計画の策定にあたり、計画の方向性の検討材料とするため、市民に対するアンケートを実施しました。

実施期間	令和7年9月8日から9月21日まで
実施方法	本市のWebアンケート「いちモニ」にて実施
回答者数	2,708人

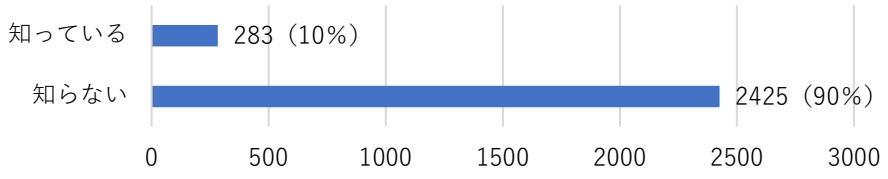
1. あなたの年齢を教えてください



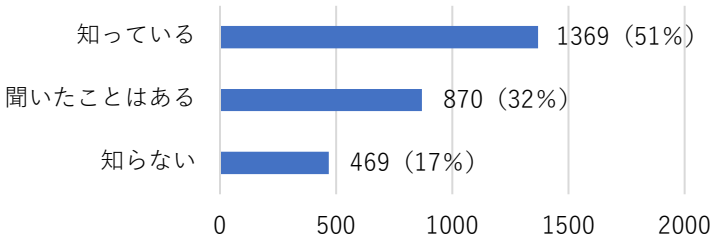
2. あなたに当てはまるものを教えてください



3. あなたは、国が平成29年から再犯防止推進計画を実施していることを知っていますか

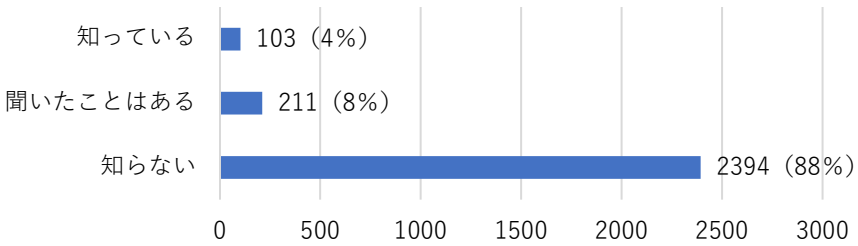


4. 次の言葉を知っていますか：保護司



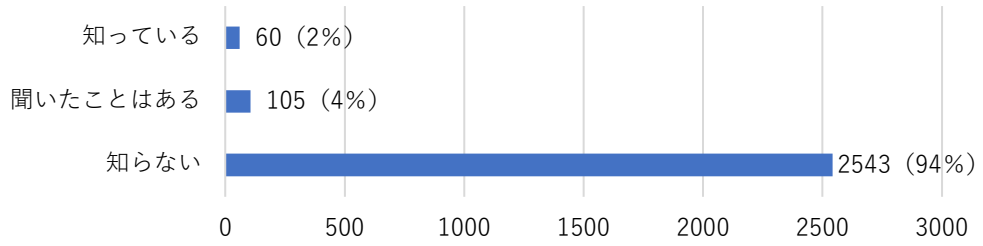
※保護司とは、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間ボランティアで、保護観察対象者への指導や助言、犯罪予防活動の実施などを行う法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員のことです。

5. 次の言葉を知っていますか：更生保護女性会



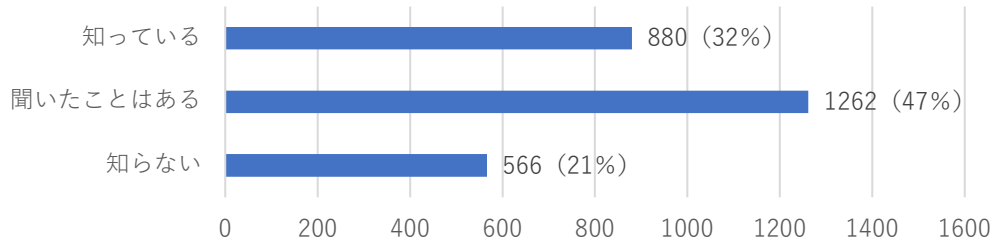
※更生保護女性会とは、犯罪予防や青少年の健全育成のための活動のほか、子育て支援や更生保護施設への支援など、幅広い活動を行っているボランティアのことです。

6. 次の言葉を知っていますか：BBSの会



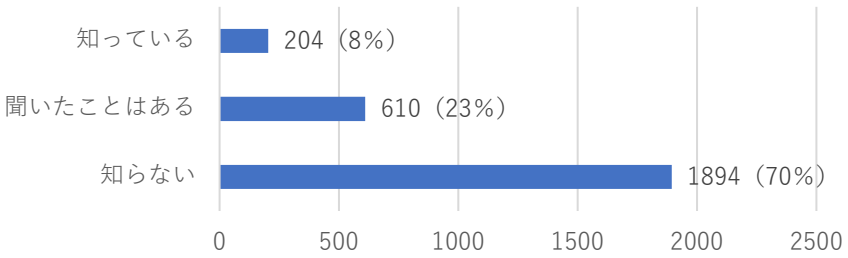
※BBSの会とは、Big Brothers and Sisters movement の略称で、様々な生きづらさを抱える少年たちと、兄や姉のように身近な立場で接することで、少年たちの成長を助ける青年ボランティアのことです。

7. 次の言葉を知っていますか：更生保護施設



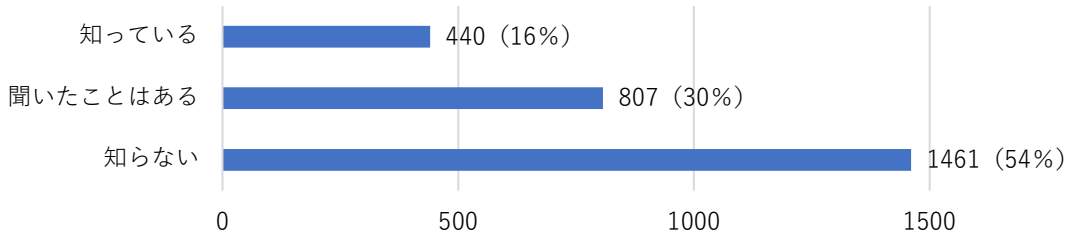
※更生保護施設とは、刑務所などを出た後、身寄りがなかったり、帰る場所がなかったりする人たちを、自立した生活ができるようになるまで支援する民間の施設のことです。

8. 次の言葉を知っていますか：社会を明るくする運動



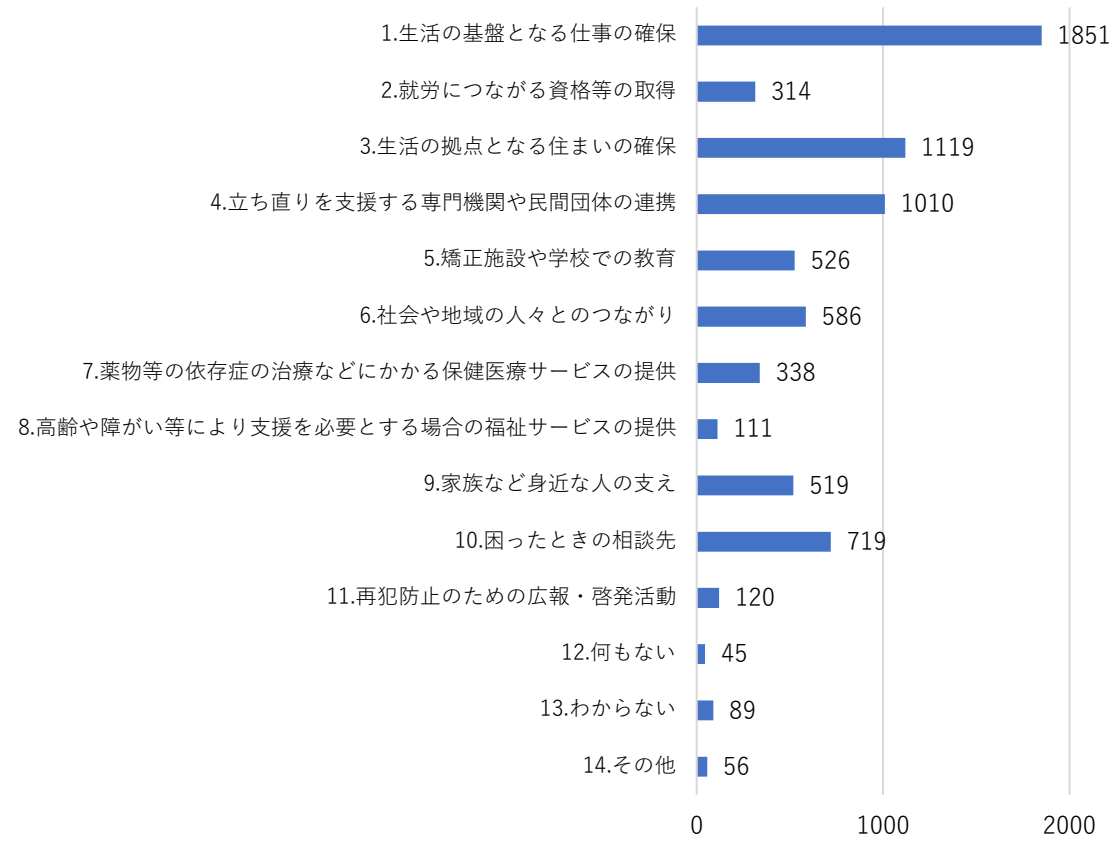
※社会を明るくする運動とは、すべての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動のことです。

9. 次の言葉を知っていますか：協力雇用主

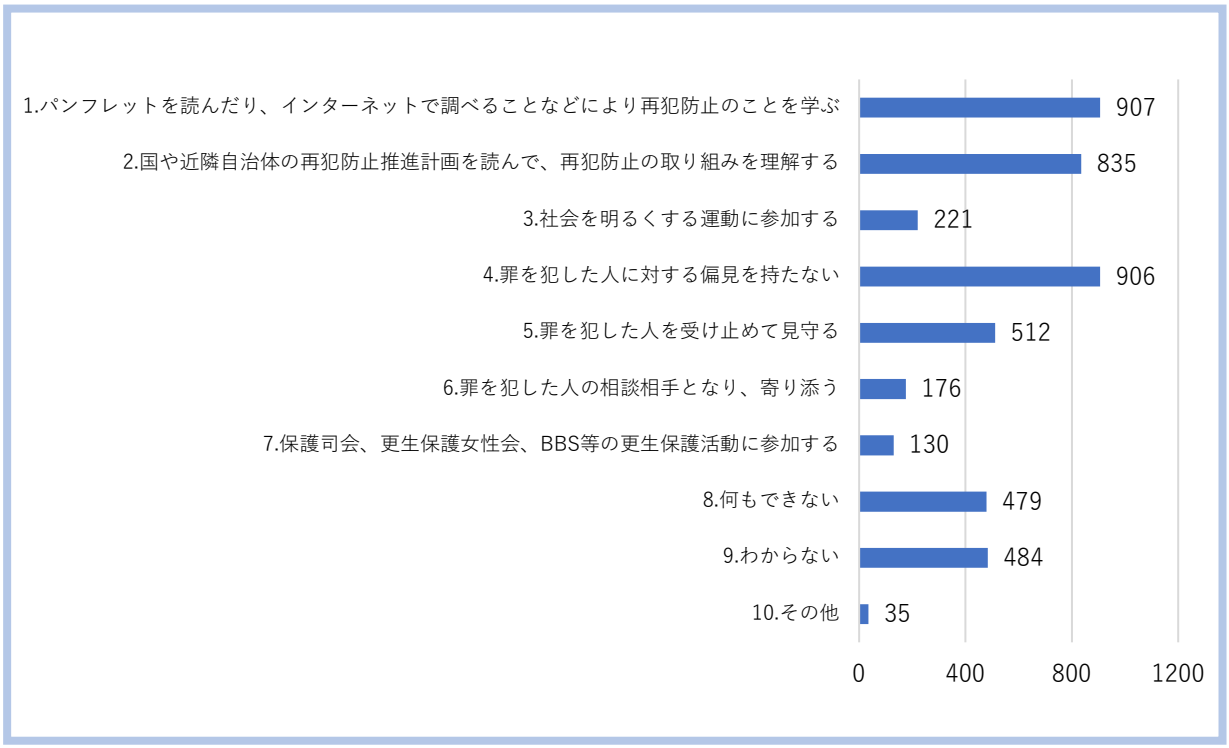


※協力雇用主とは、犯罪や非行歴のために仕事に就くことが難しい人たちの事情を理解し、立ち直りを支援する雇用事業主のことです。

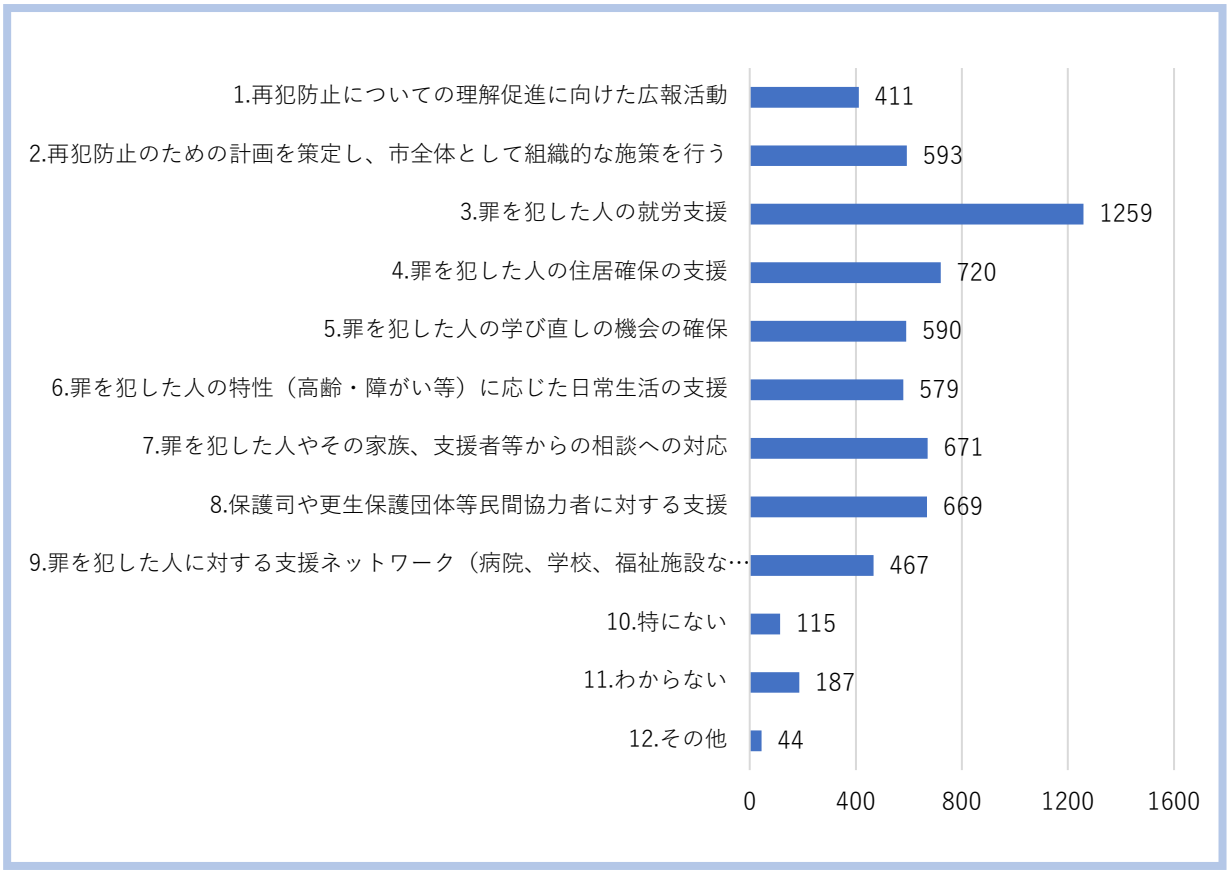
10.罪を犯したことのある人が再び罪を犯さないために大切なことは何だと思いますか（3つまで）



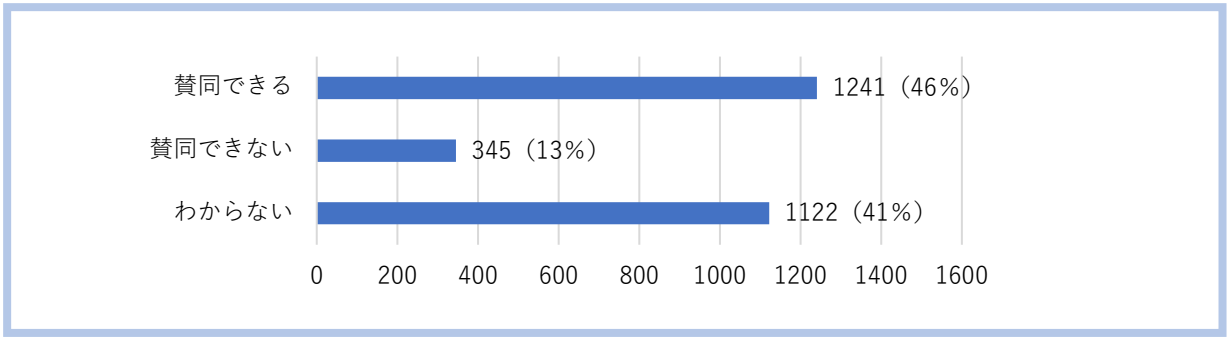
11.あなたは罪を犯した人の立ち直りのために何ができると思いますか（該当するものをすべて選択）



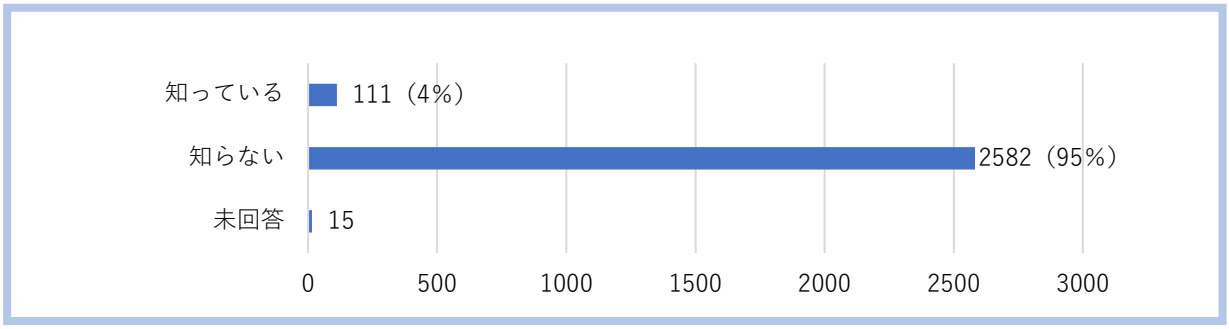
12.罪を犯した人に対して市の役割として期待することは何ですか（3つまで）



14.再犯防止のためには、罪を犯した人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることができる「誰一人取り残さない」社会の実現が大切であるとの考え方があります。あなたはこの考えに賛同できますか。



15.【被害者に関する質問】再犯防止推進計画は犯罪加害者を対象とした計画ですが、市川市では令和7年4月1日に、犯罪被害者等の権利利益の保護及び被害の早期回復を図り、もって犯罪被害者等を支える地域社会の実現に寄与するため、「市川市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。このことを知っていますか。



アンケート調査から見えてきた課題は、以下のとおりです。

更生保護活動について

保護司についての認知度が比較的高い一方で、更生保護女性会、BBSの会、更生保護施設、社会を明るくする運動、などの更生保護活動の認知度を高めていくことが必要であることが分かりました。

再犯防止にとって大切なこと

生活の基盤となる仕事の確保、生活の拠点となる住まいの確保、立ち直りを支援する専門機関や民間団体の連携、困ったときの相談先が大切との回答が多く寄せられました。この内容は市の役割として期待することとも一致しています。

犯罪をした人等の立ち直りのためにできること

再犯防止について理解することや、犯罪をした人等に対して偏見を持たないとの回答が多かった一方、更生保護活動への参加や犯罪をした人等への直接的な関わりは低い回答率となりました。しかしながら、更生保護活動に参加するとの回答が130件、犯罪をした人等の相談相手となるとの回答が176件あったことは、決して少ない数字ではないと言えます。

7. 重点課題

市川市の犯罪傾向、アンケート調査結果や犯罪をした人等の支援に携わる方からの意見をもとに以下の項目を重点課題として定め、取組を進めます。

仕事と住まいの確保

地域の中に生活の基盤を築くことが、犯罪をした人等の立ち直りにとって大切であることから、仕事と住まいを確保するための支援に重点的に取り組みます。犯罪をした人等は、成長過程の家庭環境や障がいにより、仕事を続けることに難しさを抱えることも多いことから、仕事が定着するまで息の長い支援を大切にします。

また、仕事と住まいの確保につながる施策の一層の充実を図ります。特に住宅セーフティネット法の改正により市町村の努力義務となった居住支援協議会の設置に向けて取り組んでいきます。

相談機関の充実

犯罪を犯した人、支援を行う更生保護関係者等、すでに地域で生活をしている人などが課題を感じた際に支援を求められるよう、相談機関の充実を図ります。

関係機関の連携

求められた支援に応えて終わるのではなく、その人の背景から必要と考えられる支援を届けるために関係機関で連携を図ります。関係機関の連携は包括的な支援の提供に繋がるだけでなく、「支援者を一人にしない」支援者支援にも繋がるものと考えています。

また、関係機関の連携を深めることは、相談者が相談した先で相談内容が他の支援機関だった場合、適切な支援機関へ速やかに繋ぐものとなります。

更生保護活動への理解・参加促進

更生保護活動への理解が深まるよう、啓発の機会を大切にしていきます。デジタルサイネージやアンケートなど、周知につながるツールを活用し、「社会を明るくする運動」への理解や関心を深める広報・啓発活動を行い、参加を促す取り組みを進めていきます。

8. 成果指標

更生保護活動の認知度

再犯防止や更生保護活動についての理解が進んでいるかどうかを、アンケートにより確認します。

成果指標	アンケート結果	内閣府の世論調査	目標値
国が再犯防止推進計画を実施していることを知っている割合	10%	ー	20%
「保護司」という言葉を知っている割合	51%	66.8%	67%
「更生保護女性会」という言葉を知っている割合	4%	7.4%	8%
「BBSの会」という言葉を知っている割合	2%	1.7%	4%
「更生保護施設」という言葉を知っている割合	32%	44.7%	45%
「社会を明るくする運動」という言葉を知っている割合	8%	26%	26%

アンケート結果の認知度から、目標値については内閣府での世論調査結果の数値を目指すこととし、既に世論調査を超えている場合や、世論調査を行っていない案件は、アンケート結果の数値の倍を目標値とします。

関係機関の支援と連携

以下の点について、犯罪をした人等の支援に携わる関係者の視点で評価します。

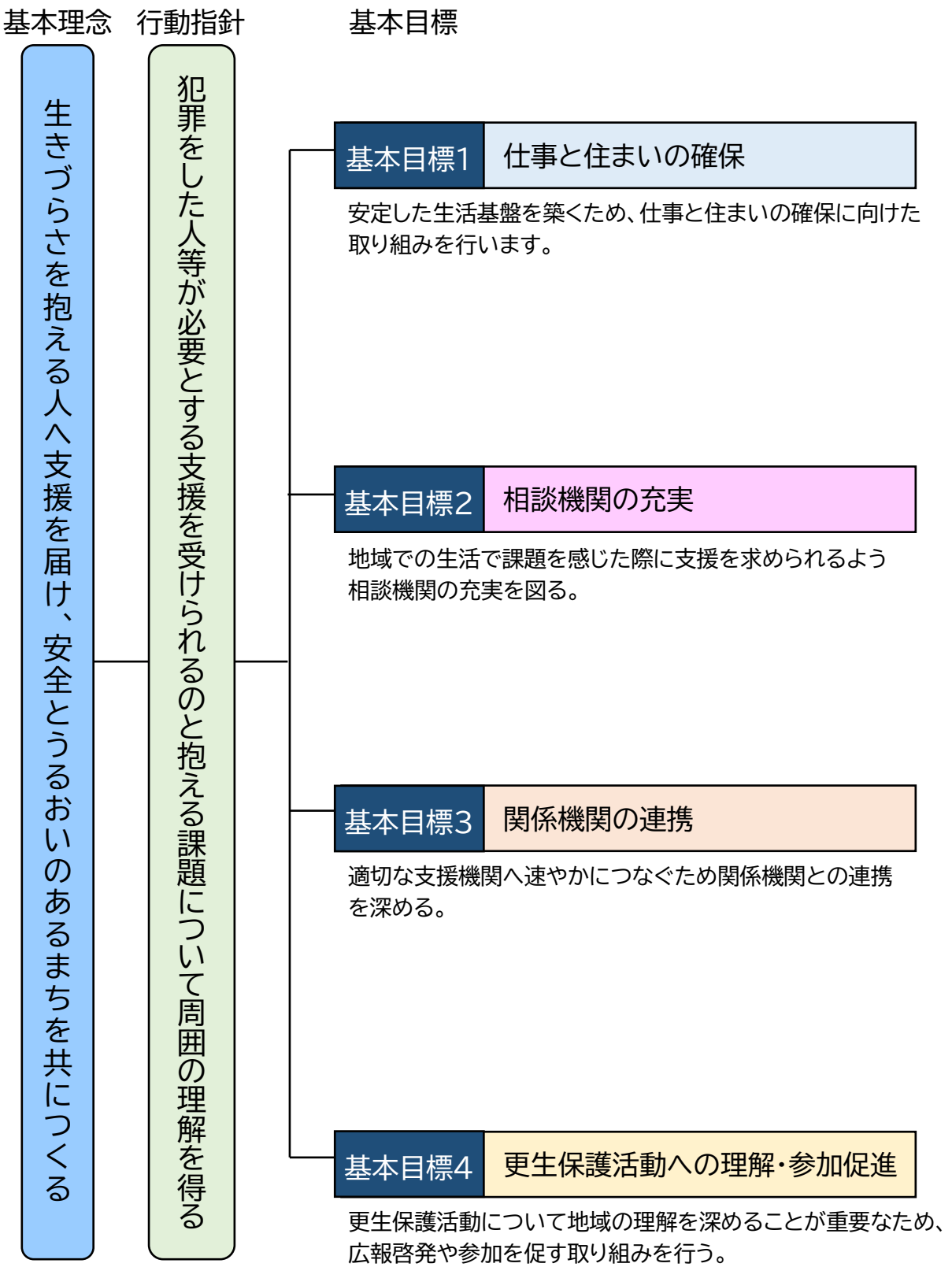
①関係機関との連携がスムーズであったか

②必要な支援を届けることができたか

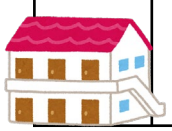
③市民の理解が進んでいると感じるか

9. 施策体系と具体的な施策内容

再犯防止推進計画　施策体系



■基本目標1　仕事と住まいの確保

就労支援	若年者職場体験事業	働くことへの不安を取り除き、就職に結びつけるため、厚生労働省が設置する「いちかわ・うらやす若者ステーション」において、ニートやひきこもりの方を対象とした職場体験事業を実施しています。	商工課 （704-4131）
	市川駅前就労相談事業	ジョブ・サポートいちかわ（市川駅前サテライト）を設置し、仕事や就職活動の悩みごとの相談及び応募書類の書き方、添削、面接練習等を就労専門相談員がサポートしています。	商工課 （704-4131）
	バス運転士・タクシー乗務員募集説明会	市川市公共交通協議会（事務局：交通計画課）として、慢性的な担い手不足が生じているバス運転士やタクシー乗務員の募集説明会を随時開催します。	交通計画課 （712-6341）
	千葉県立農業大学校等の案内	新規就農を目指す方に対し、千葉県立農業大学校をはじめとする関係機関と連携しながら就農準備に関する相談支援を行います。農業大学校では就農希望者や新規就農者を対象とした研修を行っています。	農政課 （711-1141）
	雇用促進奨励金	障がい者を公共職業安定所の紹介により雇用した事業主に対し、障がいの有無・程度や雇用期間に応じた奨励金を交付します。	商工課 （704-4131）
	障害者職場実習奨励金	障がい者の職場実習（5日以上かつ、1日あたり4時間以上8時間以下）を受け入れた事業主に対し、実習1回につき2万円の奨励金を交付します。	商工課 （704-4131）
	生活困窮者就労訓練事業所の随意契約に関する認定	県から認定を受けた、一般就労が困難な人に支援付きの就労の場を提供する民間事業に対して、市の業務を随意契約できるよう認定をすることで、受注機会の増大を図ります。	地域共生課 （712-8547）
住居確保	市営住宅への入居	住宅に困窮している度合いの高い順に、市営住宅への入居を決定しています。困窮している度合いは、「住宅状況」「収入の月額に対する家賃負担の割合」「世帯構成状況」等の項目に従って決めています。	市営住宅課 （383-9594）
	住宅確保要配慮者等民間賃貸住宅のあっせん	一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会市川支部（宅建協会）と共同で、住宅に困窮する市民へ、民間賃貸住宅のあっせんを行っています。対象となる世帯は、60歳以上の高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯、災害被災者世帯、生活困窮世帯等です。	市営住宅課 （383-9594）
	住居確保給付金	離職や自営業の廃止、または個人の責任・都合によらない就業機会等の減少により、離職や廃業と同程度の状況になり、経済的に困窮し、住居を喪失するおそれあのある人を対象に就労支援を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うとともに、賃貸住宅の家賃や転居費の一部を支給します。	地域共生課 （704-0010） ※連絡先は「そら」
	一時生活支援	収入等が一定水準以下の住居のない生活困窮者に対して、一時的に住居や食事などの提供を行います。本事業を利用中に相談機関と連携し、自立に向けた支援を行います。	地域共生課 （704-0010） ※連絡先は「そら」

■基本目標2　相談機関の充実

各種相談	福祉よりそい相談窓口	既存の相談支援機関では対応が難しいひきこもり・8050問題といった制度の狭間にある問題や、複合化・複雑化した課題など、福祉に関する相談に応じます。相談内容により、関係機関と協力して支援を行います。	地域共生課 （712-8386）
	高齢者サポートセンター	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職員が、健康や介護の相談など、様々な面から支援を行います。	地域包括支援課 （712-8545）
	障がい者の相談窓口「えくる」	障がい者の種別や年齢に関わらず、社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員などのソーシャルワーカーが生活の相談に応じ、一人ひとりに合わせたサービスの調整や、問題解決に向けた援助を行います。また、居住サポート事業を実施し、入居を支援しています。	障がい者支援課 （702-5588） ※連絡先は「えくる」
	生活困窮者の相談窓口「そら」	経済的な理由などで生活に困っている人に対して、健康・仕事・家族・家計・将来などの生活に関わる様々な問題を一つ一つ整理して、解決の方法を一緒に考えていきます。また、住まいの相談窓口として、不動産仲介業者や居住支援法人とも連携しながら支援を行っています。	地域共生課 （704-0010） ※連絡先は「そら」
	少年相談	少年の健やかな成長のため、学校や職場、日常生活の中で何らかの悩みを持つ少年（小学生から20歳未満）とその保護者及び少年に身近な大人を対象として、専門の相談員が相談に応じます。	少年センター （320-3340）
	こども家庭センター	18歳までのこどもについての養育、家庭でのしつけ、家族関係など子育てに関するあらゆる相談を受け付けます。内容により、市が提供している子育て支援サービスや専門機関を紹介するほか、児童虐待についての相談や通報を受け付けています。	こども家庭相談課 （711-0679） ※連絡先は「こども家庭センター」
	特設人権相談	月に1回、人権に関するあらゆる相談を受け付けます。実施日での相談が難しい場合は、法務局で行っている常設相談や電話相談を案内します。	ダイバーシティ推進課 （322-6700）
	こころの健康相談	気分の落ち込み、うつ、やる気が出ないなど、生き方や日常生活でのこころの悩みについて、相談に応じます。電話相談およびウェブメールや面接での相談にも応じています。	保健センター 健康支援課 （316-1036）



更生保護に関する地域援助	犯罪や非行に関する相談	刑務所等を出所した方や保護観察を受けていた方、そのご家族や支援者の方などからの相談を受けて、保護観察所の職員が必要な情報提供や支援の調整などを行います。	千葉保護観察所 043 204-7791

■基本目標3　関係機関の連携

保健医療・福祉サービスの提供	生活保護制度	病気や怪我、失業等で収入がなく生活に困っている人に、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。	生活支援課（383-9554）
	自立支援医療（精神通院）	精神疾患での通院医療が継続的に必要な人の医療費の一部を公費で負担します。患者の負担割合は原則として1割となります。	障がい者支援課（712-8513）
	精神障がい者入院医療費助成	市川市に住民登録があり、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人について、精神疾患により入院した場合の医療費及び食事療養費の一部を助成します。※生活保護を受けている方、重度心身障害者（児）医療費助成の対象者、基準となる方の市民税所得割額の合計額が235,000円以上の方は対象外	障がい者支援課（712-8513）
	あんしんホットダイヤル	急な病気などで困った際に相談できる「あんしんホットダイヤル（0120-241-596）」があり、通話無料で24時間・無休で対応しています。	保健医療課（712－8635）
学習支援・教育現場等との連携	子どもの学習・生活支援	生活保護世帯を含む生活困窮者世帯のこどもに対し、学習支援や居場所の提供を行い、生活習慣・学習習慣を確立し、学習意欲や基礎学力の向上を図ります。	地域共生課（712-8547）
	生徒指導推進事業	一人ひとりの児童生徒の健全な育成を促し、自他の人格や個性・主体性を尊重する心を育む生徒指導推進事業を実施しています。自ら判断し、実行し、積極的に自己を生かしていくという経験を積み重ねることにより、自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指します。	指導課（383-9338）
	人権教育の推進	全ての教育活動を通じた道徳教育、体験活動等の充実を図るほか、いじめ防止基本方針に基づき、児童生徒がいじめ防止のための取組を主体的にできるよう支援します。	指導課（383-9338）
	少年補導員の活動	地域の見守り、危険個所等の確認を行うほか、少年健全育成活動等として、不良化・犯罪化することのないよう非行のある少年や非行のおそれのある少年を早期に発見して注意・助言し、場合によっては家庭・学校・職場や関係機関に通報・連絡して、指導上の助言をするなど、少年の処遇に最もよいと考えられる指導を講じて、少年を愛護善導する活動を行います。	少年センター（320-3345）
	学校問題対応対策事業	学校における児童生徒及びその保護者に係る諸問題に適切に対応するため、必要に応じて、スクールロイヤー等が教育委員会・教職員からの相談を受けて、助言・研修を行います。	指導課（383-9338）
	大洲中学校夜間学級	中学校を卒業していない人や不登校等で学習する機会がなかった人で、強い向上心を持つ人に対して夜間に中学校教育を行っています。	義務教育企画課（704-0070）

■基本目標4　更生保護活動への理解・参加促進

民間協力者の活動の促進 	更生保護サポートセンター	保護司等が地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動等を行うための拠点として更生保護サポートセンターを設置しています。	地域共生課（712-8518）
	千葉県更生保護助成協会への負担金	犯罪者の更生援護等の事業を行う更生保護法人千葉県更生保護助成協会に対して、負担金を支払います。負担金は更生保護事業を営む者に対する助成や保護司活動に対する助成等に使われます。	地域共生課（712-8518）
	保護司活動事業費	社会福祉協議会を通じて、保護司の活動にかかる費用を負担することで、保護司の活動を支援します。	地域共生課（712-8518）
	保護司表彰	在職期間が15年以上にわたり、その功績が顕著な保護司について、市長表彰の対象とします。	地域共生課（712-8518）
市民理解の醸成	「社会を明るくする運動」	国が進める「社会を明るくする運動」について、広報紙やデジタルサイネージ等を通じて周知・啓発するほか、運動の一環として開催される作文コンテストの掲示場所を確保するなど、保護司会の活動に協力しています。	地域共生課（712-8518）
	保護司活動の発信	いちかわ市民まつりにおいて保護司の活動を啓発するためのブースを設置し、市民への周知活動を行っています。	地域共生課（712-8518）
地域とのつながり確保 	行事・イベントへの参加促進	誰もが参加できる事業、例えば障がい者軽スポーツ教室、ひまわりの種収穫体験、江戸川クリーン作戦などへの参加を促します。	各課
	こども食堂への支援	食事の提供に加えて、遊び場の提供や学習支援を実施しているこども食堂に対し、補助金を交付するほか、「こども食堂マップ」を作成・配布するなどの支援をしています。	こども家庭施策課（711-0677）
	いちかわ援農隊	農繁期等に農作業の手伝いに参加することで、高齢化や後継者不足で困っている農業者を助けるとともに、都市農業への理解や地域住民のコミュニケーションを醸成する「いちかわ援農隊」を募集します。	農政課（711-1141）
防犯活動の推進 	わんわんパトロール	千葉県獣医師会が千葉県警察本部と協力して実施している「わんわんパトロール」について周知しています。子どもが犯罪に巻き込まれないよう地域ぐるみで見守るため、犬の飼い主の協力を得て、下校時に合わせて犬の散歩をしています。	自然環境課（712-6309）
	ボランティアパトロール	日常のちょっとした外出の際に、オレンジ色の帽子を着用してパトロールを兼ねる活動を推進し、自主防犯意識の向上や良好な地域コミュニケーションの醸成を図っています。	市民安全課（334-1129）
	自主防犯活動の支援	自治会等の防犯パトロールなどを実施している自主防犯活動団体に対し、防犯物品の譲与を行い、自主防犯活動を支援しています。	市民安全課（334-1129）

制度を支援につなげる「よりそい支援事業」

市川市では令和5年度から、包括的な支援体制として、よりそい支援事業を実施しています。よりそい支援事業には、高齢、障がい、子育て、生活困窮といった分野ごとの相談支援機関のほか、制度の狭間の問題や、複雑化・複合化した問題についての相談に対応する「福祉よりそい相談窓口」、それぞれの相談支援機関のみでは解決が難しい場合に助言や調整を行う多機関協働事業、支援を求めることが難しい人へアウトリーチを行う事業等があります。

これらの相談支援機関や事業では、これまでも様々な課題を抱える人からの相談に対応してきました。中でも仕事や住まいに関する相談は多く、本市の制度のみならず、民間事業者とのつながりを活用した支援を行っています。

こうした支援は、再犯防止にも通じるものですが、これまで、よりそい支援事業と更生保護関係者の関わりはそれほど深いものではありませんでした。

本計画の策定を機に、更生保護関係者とよりそい支援事業の関係者が手を携えることで、犯罪をした人等に対して包括的・重層的な支援を行うことが可能となり、再犯防止の取組が進むものと考えています。

また、各相談支援機関で支援方針や支援に行き詰った場合、多機関協働事業において相談を受け、助言を行い、内容によっては複数の支援機関の役割分担や支援方針を定めるなどの調整を行います。犯罪をした人等の支援に携わる人が、この事業につながることで支援者を一人にしない体制が築けるものと思います。

福祉よりそい相談窓口（☎712-8386）での支援

既存の相談支援機関では対応が難しいひきこもり、8050問題といった制度の狭間にある問題や、複合化・複雑化した課題等、福祉に関する相談に応じます。相談の内容により関係機関と連携し、適切な支援機関につなぐ役割も担っています。

例えば、「お金がなくなりそう、どうしたらいいかわからない」という相談があった際に、お話を伺うと、障がいのあるご家族がいるが、障害者手帳の申請等の手続きができてらおらず、適切な支援を受けられてないことがわかりました。そこで、障害認定を行う担当部署につなぎ、認定を受けることで税金の控除や適切なサービスが受けられようになりました。また、支出が収入を上回っており、家計の見直しを行うため、生活サポートセンターそらにもつなぎました。

他にも、「子どもがひきこもりでどうしたいいかわからない」という相談があった際は、ご本人やご家族が何を思っているのか、何に悩んでいるのか一つ一つお話を伺いました。ひきこもり支援は数日で解決するような課題ではありません。この時は、同じ境遇のご家族同士の集まりの場を紹介したり、がじゅまる＋（多機関協働事業）につなぎました。

高齢者サポートセンター(☎712-8545:地域包括支援課)での支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職員が、健康や介護の相談など、様々な面から支援を行っています。

例えば定年後一人暮らしの高齢者が、身体機能の低下により家事や外出が困難になり近隣からの情報提供を受け、高齢者サポートセンターが訪問した事例がありました。

膝や腰の痛みが強く、通院も中断していたため、医療機関の受診を支援するとともに、介護サービスの利用につなげました。また、年金のみでの生活で、医療費等の負担から経済的に困窮している状況であったことから、生活困窮者支援窓口「そら」や生活保護の相談部署である生活支援課と連携し、家計相談や各種制度の活用を調整しました。

その結果、介護サービスの導入と経済的支援により生活の安定が図られ、継続的な見守り体制を整えることができました。

他にも、一人暮らしで認知症の疑いがあり、近隣とトラブルになっている高齢者に対し、訪問を繰り返して信頼関係を構築し、医療機関への受診を促し、介護サービスの導入や見守り体制を整えました。

基幹相談支援センター「えくる」(☎702-5588)での支援

えくるは障害や精神科に通院がある方、難病がある方の支援機関です。生活上のお困りごとや希望をお聞きして、本人との関係づくりを大切にしながら、障害福祉サービス、訪問看護などの医療的な支援、その他地域の様々な取組や支援の利用にむけたつなぎの支援を行っていきます。 例えば、「うつ病になってから仕事もできなくなり、お金がない。友人や家族とも疎遠な状況」という相談があった際に、まずは本人の自宅へ訪問し、生活状況の確認や本人のいままでの生活の思いや困ってること、今後の希望などをお聞きし、様々な支援を検討していきます。お金の面では生活保護の申請に関する相談や同行、障害年金の申請の可能性の検討、日常生活の面では、服薬状況の確認のための訪問看護の利用調整や、主治医に助言を求めるための通院同行など検討します。掃除など家事に支援が必要で本人も支援を必要としている場合には、障がい者支援課と連携しヘルパーの利用調整も行っていきます。また、地域の中での孤立状態が続かないよう、障害福祉サービスを利用しての就労支援や居場所に関する支援等の利用に向けて、情報提供や見学同行、手続きの支援も行っていきます。

生活困窮者の相談窓口「そら」(☎704-0010)での支援

市川市生活サポートセンターそらは、市川市内にお住まいの方を対象に、生活上のお困りごとについて相談支援を行う窓口です。収入の減少や失業による生活不安、家賃滞納や住まいを失うおそれ、仕事が見つからない・続かないといった就労の課題、家族関係やひきこもり、借金や税金・保険料の滞納など、様々な問題に対応しています。

就労の不安定さや離職、体調不良などを背景に生活上の課題が生じた場合には、家計改善支援事業による収支の整理とあわせ、住居確保給付金や各種制度の活用を検討します。また、ハローワーク等と連携し、再就職に向けた支援を段階的に行います。居住が不安定な方には、一時生活支援事業の活用を検討し、不動産業者等の協力を得ながら住まいの安定につなげます。ひきこもりや社会的孤立がみられる場合には、就労準備支援や定期的な面談を通じて社会とのつながりを回復できるよう支援し、関係機関と連携しながら総合的な伴走支援を実施しています。

多機関協働事業「がじゅまる＋」での支援

がじゅまる＋は、複雑化・複合化した課題を抱えた方、既存のサービスの対象にならず孤立した状態の方等に対し、関係機関と協力しながら課題の解きほぐしや孤立の解消に向けて支援にあたります。市民向けの直接の相談窓口はもたず、関係機関の依頼にもとづき対応しています。

心身の機能が低下して日常生活がままならない状態で出所した方については、関係機関と協力しながらご本人の生活支援に関わり、状態を見極めて受診につなぎ、障がい福祉サービスにつながるまで伴走しました。高齢の親の年金に頼って生活し、無心が高じて暴力に至ってしまった男性については、関係機関と役割分担しながら、それぞれに関わって親子が距離をおいて生活する基盤を整えるとともに、居場所につなぎ、孤立せず役割をもって生きていくことができるよう関わりました。

がじゅまる＋との連携をご検討いただく際には、相談者ご本人に情報提供する前に、まずご相談ください。個人情報は不要です。経過を一緒に検討し、関わりの方向性を提案させていただきます。

10. 推進体制

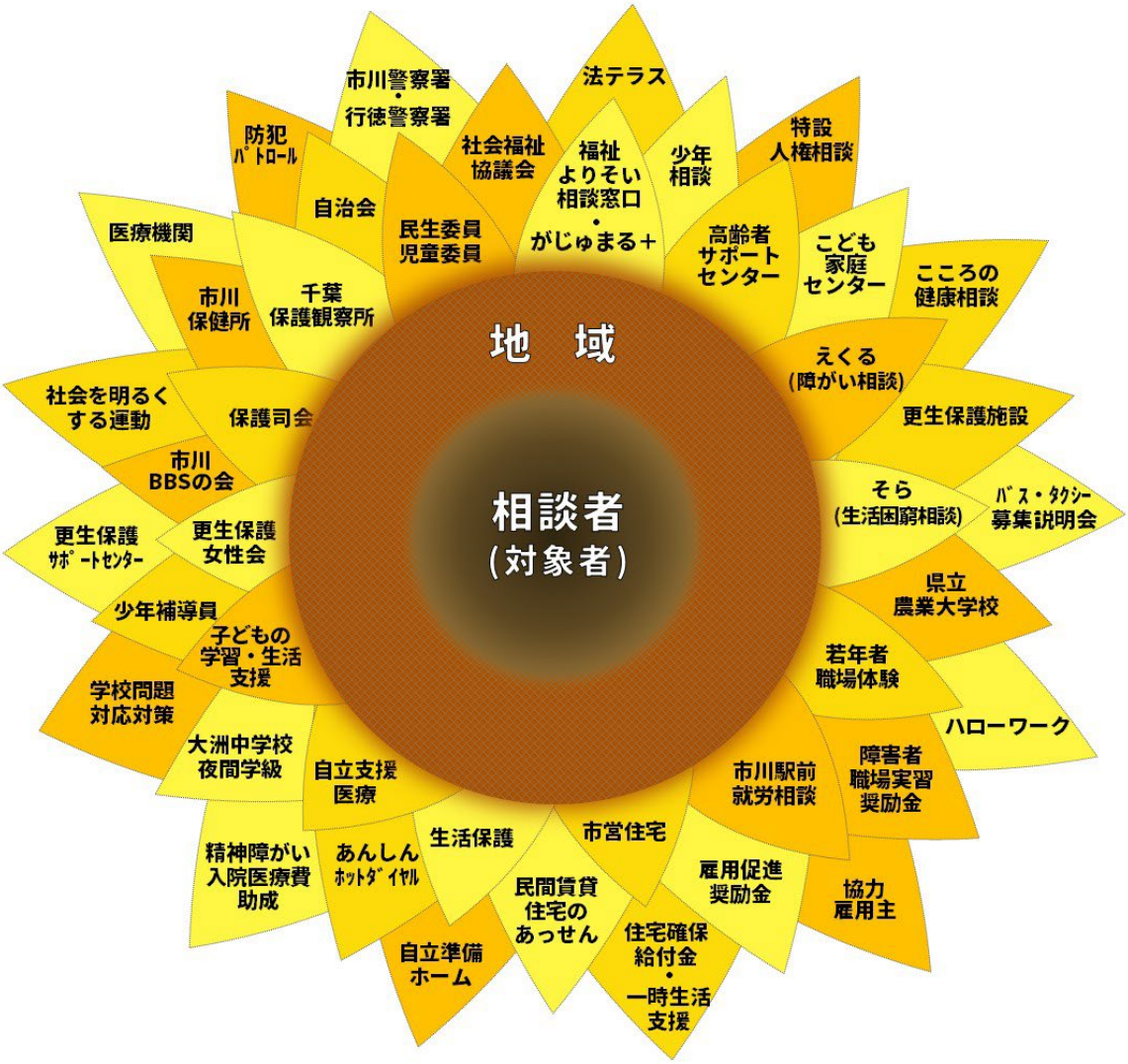
孤立を防ぐ体制

様々な課題や問題などを周囲に相談をすることができず、孤独に陥ってしまうことが、再び犯罪をしてしまう原因の一つに挙げられます。

犯罪をした方が円滑な社会復帰を果たすには、様々な支援機関等が互いに関わり合うことで、相談者（犯罪をした方）を孤立の状況にさせないことが重要です。

市川市や関係機関では、これまでも就労支援や居住支援といった様々な福祉的なサービスを実施してきました。また、教育現場でのいじめ教育や、更生保護に携わる民間協力者への協力など、犯罪防止や再犯防止のための取組も行っています。

更生保護関係者、警察、よりそい支援事業関係者、医療機関や教育センター内の「少年相談」など、関係者間の連携を図っていきます。



支援関係者や市民をつなぐ「更生支援フォーラム」の開催

更生保護関係者、警察、よりそい支援事業の支援関係機関等の連携のため、
また更生保護活動の周知・啓発のために、年に1回程度「更生支援フォーラム」を開催します。

関係者の取組を紹介し、支援に必要な情報や連絡先を共有する場として活用するほか、
市民の自由な参加を促し、更生保護活動に興味のある人に活動の内容を知ってもらう
機会を提供します。



関係機関の報告やフリートークを通して、取組紹介・情報共有・関係構築を行う

市川市再犯防止推進計画

発行日　　令和　年　月

企画・編集　　市川市福祉部地域共生課

発行者　　市川市

〒272-8501

千葉県市川市八幡1丁目1番1号

TEL　047-334-1111（代表）